

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 19 年 6 月 26 日に社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間について、定額保険料は納付済みとなっているものの、付加保険料が未納である旨の回答を受けた。

国民年金保険料については、付加保険料も含め、私の夫が夫婦の分を一緒に地区の集金人に納めていたのに、私の分だけ付加保険料が未納になっているのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 50 年 1 月 16 日に国民年金の被保険者資格を再取得してから、定額保険料を満 60 歳まですべて納付している上(第 3 号被保険者期間を含む)、申立期間を除き付加保険料を 239 か月にわたって納付している。

また、申立人の保険料を納付していた申立人の夫は、厚生年金保険の加入期間を除き、定額保険料をすべて納付している上、付加保険料を 263 か月にわたって納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、国民年金委員が国民年金保険料を集金していたことが市町村への照会結果により確認することができ、申立内容と一致している。

加えて、納付意識が高い申立人の夫が、夫婦の保険料を一緒に納付していたと考えられるところ、申立人の夫の申立期間に係る付加保険料は納付

済みであるのに対し、申立人の申立期間に係る付加保険料のみ未納とされているのは不自然である。

このほか、国民年金被保険者名簿においては、申立期間に係る付加保険料の納付を確認することができないが、市町村が申立人に交付した国民年金被保険者納付記録票では、付加保険料は納付済みと記録されていることが確認でき、納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間、53 年 4 月及び同年 5 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 53 年 4 月及び同年 5 月

私は、申立期間①及び②に付加年金に加入し、付加保険料を納めていた。

今回、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、当該申立期間について定額保険料は納付済みとなっているものの、付加保険料は納付されていない旨の回答があった。

しかし、私が平成 12 年 9 月に旧 A 町役場から交付された納付記録の写しには、当該申立期間が付加保険料納付済みとなっているので、社会保険庁の記録が付加年金の納付記録が無く、定額保険料納付となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初から満 60 歳に到達する直前までの国民年金加入期間（第 3 号被保険者期間を含む）について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を行うに当たって、被保険者の資格取得及び喪失手続を含めて、複数回適切に行っているなど、申立人の年金への関心は極めて高いものと認められる。

さらに、旧 A 町が平成 12 年 9 月 22 日に申立人に交付した納付記録（納付状況）の写しには、当該申立期間に係る保険料は定額保険料に加えて付

加保険料が納付済みと記録されていることが確認でき、納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年2月から45年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、高校卒業後の昭和42年から47年までの5年間、県外で芸術の勉強をしていた。当時、収入も殆ど無く自分で保険料を納付することができなかったが、私の45年4月以降の保険料を母親が納めてくれたので、44年2月から45年3月までの保険料も母親が納めてくれたはずである。

その後、私は、県外での勉強を終え、昭和47年4月に旧A町（現B町）へ引っ越してきて夫と暮らし始めた。夫は職人気質のため、家事や経理はすべて私に任せており、保険料や税金は夫の分と併せて必ず納めていたので、夫には未納が無く、私の48年1月から同年3月までの保険料だけ未納となっているのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人が現在居住する旧A町で夫と暮らし始めたとする昭和47年4月以降の納付状況をみると、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて完納している。

また、申立人が保険料を納付していた申立人の夫については、昭和47年1月から満60歳に到達するまでの期間及び任意加入により満65歳に到達するまでの期間の保険料をすべて完納しているなど、申立期間②当時以降、申立人は納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間②当時、申立人は、当該町に住民異動届を提出しており、当該町は、「当時、新しく住民となった国民年金被保険者については、住民異動届等に基づいて納付書を発行するよう取り扱っていたと思われ、申立人に対して申立期間②に係る納付書を交付した可能性が高い。」と回答しているところ、納付意識の高い申立人が3か月の保険料を未納とするのは考え難い。

一方、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月28日に払い出されており、44年2月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提にした場合、申立期間①の保険料については、特例納付や過年度納付による方法以外には保険料を納めることができないが、申立人からは、これらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福井国民年金 事案 108

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に A (株) を退職した後、両親が経営する会社を手伝っていた。国民年金保険料は、納付組織の担当者である地区の班長が毎月、自宅へ集金に来た時に、会社の経理を担当していた私の母が納付してくれていた。

両親が納付済みで、私だけが未納とされていることに納得がいかない  
ので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 6 月 27 日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、厚生年金保険被保険者資格喪失時の 52 年 4 月 16 日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提とした場合、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となることから、特例納付や過年度納付による方法以外では国民年金保険料を納付することができないが、これらの納付方法に関して、申立人（申立人の母親を含む）から具体的な申立ては無い。

また、申立人は、申立人の母親が納付組織を通じて申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となることから納付組織では納付することができない。

さらに、昭和 52 年 4 月 16 日から 54 年 6 月 26 日までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができない上、同じ市町村において二重に国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 5 日から 39 年 5 月 21 日まで

脱退手当金の支給については、平成 11 年ごろの年金加入記録の確認の時に初めて知った。

今回、平成 20 年 2 月 8 日に再度、社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間について、昭和 39 年 8 月 18 日に脱退手当金が支給されたことになっているとの回答を受けたが、私は、申立期間当時、社会保険事務所に一度も行ったことが無く、脱退手当金を受け取ったことも無いので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 11 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 21 日の前後約 2 年に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名について資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 8 月 18 日に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して回答したことが記録されている

など、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。